

お客さま各位

2026 年 8 月
株式会社清水銀行

手形・小切手の振出時限設定等に伴う各種規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、清水銀行は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みによる「手形・小切手の最終振出時限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の入金終了」の実施に伴い、下記の通り、各種規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後も、清水銀行は、お客さまの電子的決済サービスへの移行をサポートし、金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定する規定

- （1）当座勘定規定（一般用）
- （2）普通預金規定
- （3）貯蓄預金規定
- （4）納税準備預金規定
- （5）通知預金規定
- （6）しみず定期預金規定集
- （7）外貨普通預金規定
- （8）外貨定期預金規定集

以上

本件に関するお問い合わせ
清水銀行コールセンター TEL 0120-0-43289
（受付時間／銀行営業日 9：00～17：00）

新旧対照表 当座勘定規定

旧	新
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、ゆうちょ銀行が発行した交換決済可能証券、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、ゆうちょ銀行が発行した交換決済可能証券、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人および支払い場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>
第7条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、または当行所定の払戻請求書を使用してください。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻に際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。	第7条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出したもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手</u>または当行所定の払戻請求書を使用してください。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻<u>し</u>に際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。
第8条（手形、小切手用紙） ①当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を	第8条（手形、小切手用紙等） ①当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を

旧	新
振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤手形用紙、小切手用紙は発行いたしません。 ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> ②取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 ③前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤手形用紙、小切手用紙は発行いたしません。 ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第 12 条（手数料等の引落し） ①当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 12 条（手数料等の引落し） ①当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第 13 条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載の	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈

旧	新
ないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。	示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</u>
第18条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。	第18条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>
《小切手用法》 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	《小切手用法》 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとしします。</u>
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
《約束手形用法》 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	《約束手形用法》 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
《為替手形用法》 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	《為替手形用法》 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除

新旧対照表 普通預金規定

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人及び支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>

新旧対照表 貯蓄預金規定

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人及び支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>

新旧対照表 納税準備預金規定

旧	新
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人及び支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>
5. (預金の払戻し) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他租税納付に必要な書類を提出してください。<u>この場合、直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u>	5. (預金の払戻し) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他租税納付に必要な書類を提出してください。

新旧対照表 通知預金規定

旧	新
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券等を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券等を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人及び支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>

新旧対照表 しみず定期預金規定集

旧	新
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券等を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券等を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、当行を支払人及び支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>

新旧対照表 外貨普通預金規定

旧	新
3. (口座への受入れ) (1) この口座へ受入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によっては受入れできないものがあります。 ①現金 (外国通貨を含む) 現金による受入れは、当行が定める通貨について、当行所定の店舗で取扱います。ただし外国通貨のうち、硬貨は受入れできません。 ②預入れた店舗を支払場所とする円貨建および外貨建手形、小切手 (以下「証券類」という) ③為替による振込金 (外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)	3. (口座への受入れ) (1) この口座へ受入れできるものは次の通りです。なお通貨の種類によっては受入れできないものがあります。 ①現金 (外国通貨を含む) 現金による受入れは、当行が定める通貨について、当行所定の店舗で取扱います。ただし外国通貨のうち、硬貨は受入れできません。 <u>②預入れた店舗を支払場所とする手形・小切手</u> ③為替による振込金 (外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)

旧	新
4. (預金の受入れ等) (1) この預金に受入れできるものは次の通りです。なお、通貨の種類によっては受入れできないものがあります。 ①現金 (外国通貨を含む) 現金の受入れは、当行が定める通貨について当行所定の店舗で取扱います。ただし外国通貨のうち、硬貨は受入れできません。 ②預け入れた店舗を支払場所とする円貨建および外貨建手形、小切手 (以下「証券類」という) ③為替による振込金 (外国からの振込を含み、他店券による振り込みを除きます)	4. (預金の受入れ等) (1) この預金に受入れできるものは次の通りです。なお、通貨の種類によっては受入れできないものがあります。 ①現金 (外国通貨を含む) 現金の受入れは、当行が定める通貨について当行所定の店舗で取扱います。ただし外国通貨のうち、硬貨は受入れできません。 <u>②預け入れた店舗を支払場所とする手形・小切手</u> ③為替による振込金 (外国からの振込を含み、他店券による振り込みを除きます)